



計画の視点 子どもたちの未来のために
基本目標1 子どもの健やかな成長を支援します
推進施策（1）幼児期の教育・保育事業の充実 推進施策（2）地域子ども支援事業の充実 推進施策（3）教育環境などの整備・充実
基本目標2 未来を生き抜く力の育成を支援します
推進施策（1）家庭や地域の教育力の向上 推進施策（2）思春期における保健教育の充実
基本目標3 子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します
推進施策（1）放課後児童の居場所づくりの推進 推進施策（2）子育て家庭の安全な遊び場等の整備
計画の視点 子どものいるすべての家庭のために
基本目標4 親と子が健やかに暮らせるよう支援します
推進施策（1）妊娠・子育て期間における切れ目ない保健対策の推進 推進施策（2）食育の推進 推進施策（3）小児医療の充実
基本目標5 子どもや保護者へのきめ細かな取り組みを実施します
推進施策（1）子育て家庭への経済的支援 推進施策（2）児童虐待防止対策の充実 推進施策（3）ひとり親家庭の自立支援の推進 推進施策（4）障がい児・発達障がい児施策の充実
計画の視点 まち全体で子育てを支える
基本目標6 地域で見守り、支え合える環境を整えます
推進施策（1）地域における子育てサービスの充実 推進施策（2）子育て支援ネットワークづくり
基本目標7 ワーク・ライフ・バランスを啓発し、その実現を支援します
推進施策（1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 推進施策（2）仕事と子育ての両立の推進
基本目標8 子どもが安全に暮らせるための環境を整えます
推進施策（1）子育てにやさしい環境整備 推進施策（2）子どもの安全確保のための活動 推進施策（3）子どもを犯罪等の被害から守るための環境づくり 推進施策（4）防災・減災対策の推進

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針※1の改正

- 【基本指針の改正根拠】
- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の成立による、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園事業の創設、産後ケア事業の子ども・子育て支援事業への位置付け等（順次施行）
 - 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）の施行による、児童発達支援センターの役割、機能の強化等の規定
- 【主な改正項目】
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
 - 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
 - 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
 - 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
 - 産後ケアに関する事業の追加
 - その他所要の改正

※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

国の「こども政策」の動き

- 【令和3（2021）年】
- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定による「こどもまんなか社会※2」の実現を目指す取組が推進されることになる。
- 【令和5（2023）年】
- こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため「こども基本法（令和4年法律第77号）」が包括的な基本法として施行される。
 - 「こども家庭庁」が創設され、施策推進の司令塔の役目を果たすことになる。

※2 常に子どもの最善の利益を第一に、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

本市の主な課題（アンケート調査、第2期計画期間の取組から見た主な課題）

- 母子保健事業の充実**
 - 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実と産後ケアの充実
 - 育児相談や妊産婦相談等の利用の促進、そのための周知、多様な媒体を活用した情報提供の充実
- 保護者の就労ニーズへの対応と受け入れ体制の整備**
 - 就労する母親が増えている傾向を見据えた、教育・保育事業等の適正な提供
 - 希望入所児童の低年齢化を踏まえた、子どもが3歳未満の早い段階からの、働きながら子育てできる環境づくり
 - 保育士の確保や質の向上（スキルアップ）の促進
- 子育て支援サービスの適切な供給と内容の充実**
 - 土曜や長期休業中の対応についての検討
 - 低年齢児にニーズが高い「病児・病後児保育事業」についての周知、情報提供の充実
 - 「一時保育事業」など各種サービスの周知と分かりやすい利用方法の周知
 - 子育て中の親子が集える場の充実等による、子育て不安の解消
- 働きやすい環境づくりと子どもの居場所づくり**
 - 育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援、父親の育児休業の取得の促進
 - ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の継続的な推進
 - 需要の増加が見込まれる「放課後児童クラブ」の受け入れ先の整備、指導員の確保、今後の学校統廃合計画に応じた計画の策定等
 - 子どもの居場所づくりの推進や放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な取組の推進と地域住民との連携の強化
- 配慮を必要とする子どもや保護者への対策**
 - 援助を必要とする子どもへの、より専門的な支援を行う人材の確保や育成
 - 育児の孤立を防ぐ、あるいは解決するための取組の充実
 - 児童虐待の防止や早期対応
 - 経済的支援及び子どもの貧困対策
- 子育てしやすいまちづくり**
 - 地域住民との協働による子育て支援への取組、近所付き合いの活発化

第3期計画（本計画）の施策体系（改正案）

基本目標1 健やかな成長を支える環境づくり

- 推進施策1 妊娠期からの切れ目のない支援 4(1) ※1
推進施策2 食育の推進 4(2)
推進施策3 小児医療体制の充実 4(3)

基本目標2 子育てを支える基盤づくり

- 推進施策1 受け入れ体制の整備と人材の確保 1(1)
推進施策2 多様な保育ニーズへの対応 1(2)3(1)
推進施策3 仕事と子育ての両立の推進 7(1)(2)

基本目標3 安心して子育てできる環境づくり

- 推進施策1 相談支援と情報提供の充実※2 6(1)
推進施策2 子育て支援のネットワークづくり 6(1)6(2)

基本目標4 未来を生き抜く力を支える学びの場づくり

- 推進施策1 幼児期における学びの場の充実 1(1)
推進施策2 教育環境などの整備・充実 1(3)
推進施策3 家庭や地域の教育力の向上 2(1) 3(1)
推進施策4 思春期における保健教育の充実 2(2)

基本目標5 配慮が必要な家庭への支援環境づくり

- 推進施策1 子育て家庭への経済的支援と貧困対策 5(1)
推進施策2 ひとり親家庭への自立支援 5(3)
推進施策3 障がいのある子どもへの支援の充実 5(4)
推進施策4 児童虐待防止対策の充実 5(2)

基本目標6 地域で子どもを見守るまちづくり

- 推進施策1 子どもにやさしい生活環境の整備 3(2)8(1)
推進施策2 子どもを見守る安全対策の推進 8(2)8(3)
推進施策3 防災・減災対策の推進 8(4)

※1 各「推進施策」の右端の番号は、第2期計画における基本目標と推進施策の番号を示す。（以下同様）

※2 第2期（前期）の6(1)のうち、相談支援及び情報提供に関する施策を掲載し「地域の人材などの活用」は新2(2)へ移設し「子ども食堂への支援」は新5(1)へ移設する。